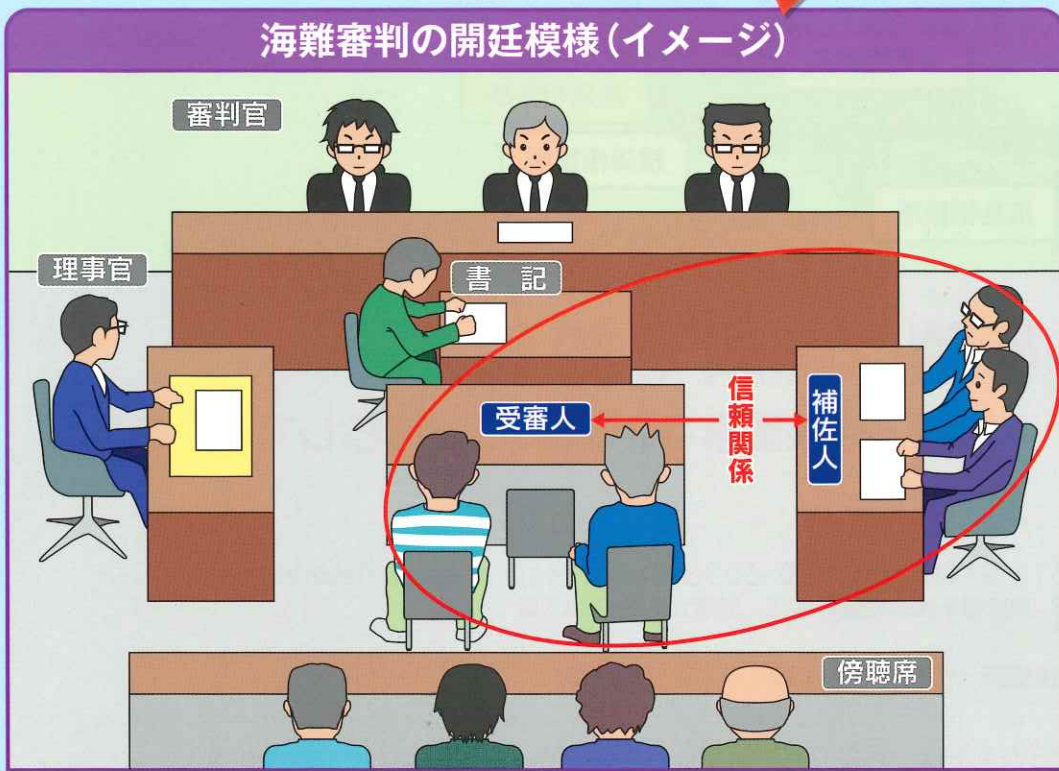


海難審判を受けることになったとき、

“**海事補佐人**”を活用しませんか!



- 開廷宣言・人定尋問
- 海難審判を行うことを求めた“理事官”による理由説明
 - 上記説明に対する“受審人”としての意見
 - 証拠調 (申立/職権)
 - “審判官”, “理事官”, “補佐人”の“受審人”への質問
 - 懲戒についての“理事官”の意見
 - 上記意見に対する“受審人”の意見
 - “補佐人”弁論
 - “受審人”の最終意見
- 審理終結の宣言(結審)

海難審判の手続きは司法手続きに準じて行われます。あなたの身になって十分に主張してくれる “補佐人 (弁護人に相当)” を活用してください。

補佐人はご自分でも選べますが、当協会の「**扶助補佐人制度**」を利用すれば、**補佐人を選ぶ手間もなく、その費用も、あなたの所得に応じて当協会が援助**します。

➡ 一度、ご連絡ください。

電話 03-3512-8140
携帯 090-6036-9433
Mail kaisin-f@maia.or.jp



全国の相談所の連絡先



東京相談所

TEL(03)3512-8140 携帯 090-6036-9433 Mail: kaishin-f@maia.or.jp
〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル5階

函館相談所

当分の間、仙台相談所 (022)257-4360 へご連絡願います。

仙台相談所

TEL(022)257-4360 携帯 090-6036-5428 Mail: kaisin-sendai@maia.or.jp
〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第3合同庁舎8階

横浜相談所

当分の間、東京相談所 (03)3512-8140 へご連絡願います。

神戸相談所

TEL(078)331-8836 携帯 090-6036-5398 Mail: kaisin-kobe@maia.or.jp
〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎10階

広島相談所

TEL(082)255-8262 携帯 090-6037-0807 Mail: kaisin-hiroshima@maia.or.jp
〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎4階

門司相談所

TEL(093)332-2765 携帯 090-6037-0508 Mail: kaisin-moji@maia.or.jp
〒801-0841 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎10階

長崎相談所

TEL(095)821-3538 携帯 090-6037-0935 Mail: kaisin-nagasaki@maia.or.jp
〒850-0921 長崎市松が枝町 7-29 長崎港湾合同庁舎5階

那覇相談所

当分の間、門司相談所 (093)332-2765 へご連絡願います。